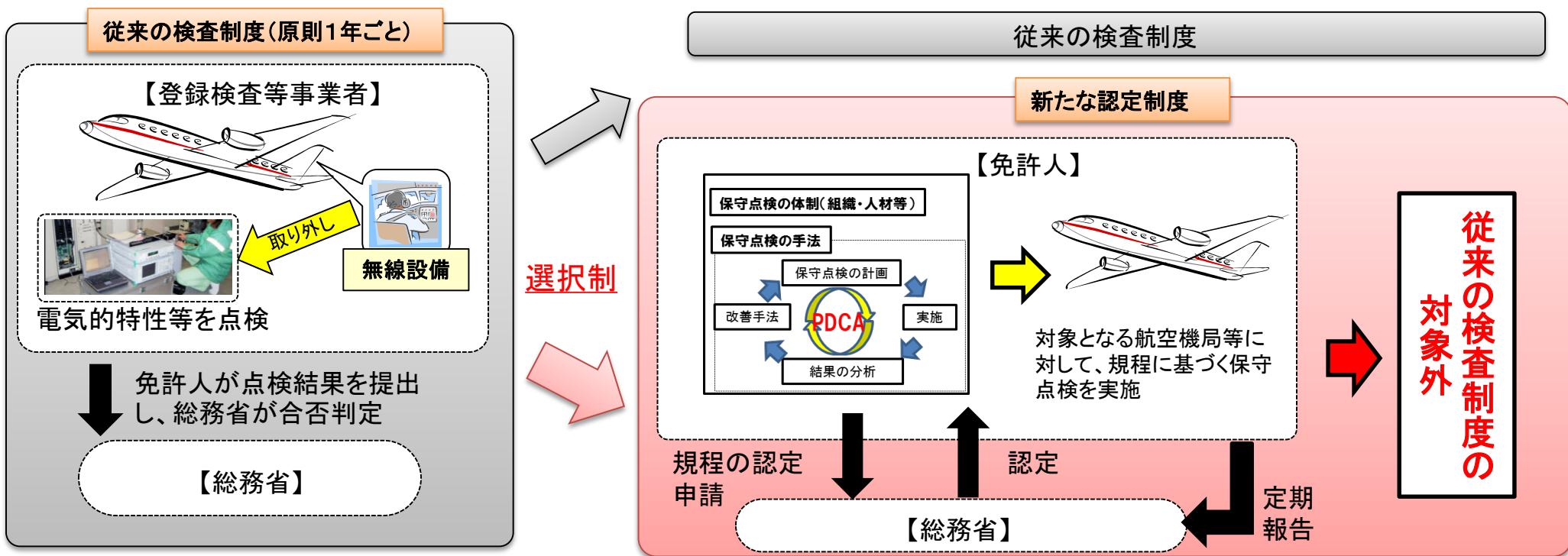


## 認定制度の概要

- 現在、原則1年ごとの実施が義務付けられている航空機局等の定期検査に代えて、免許人が、無線設備等の点検その他の保守に関する規程を定めて総務大臣の認定を受けることができることとし、当該認定を受けた免許人が開設する航空機局等を定期検査の対象外とする。



- 航空機局又は航空機地球局(電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。)の免許人が申請する点検その他の保守に関する規程を認定。(法第70条の5の2第1項)

- 認定の要件は、以下(1)、(2)のとおり規程に定めてあること。(法第70条の5の2第2項)

(1) 從来の定期検査の時期を勘案し、省令で定める時期ごとに無線局の基準適合性※を確認すること

※無線局の無線設備がその工事設計に合致しており、かつ、その無線従事者の資格(第三十九条第三項に規定する主任無線従事者の要件に係るものを含む。)及び員数が第三十九条及び第四十条の規定に、その時計及び書類が第六十条の規定にそれぞれ違反していないこと

(2) (1)のほか、無線局の基準適合性を確保するために十分なものであること

- 総務省へ対する毎年の報告義務(法第70条の5の2第6項)

認定免許人は、無線設備等保守規程に従って行う点検その他の保守の実施状況を総務大臣に毎年報告しなければならない。

- 変更の認定(法第70条の5の2第3項、4項)

- 軽微な変更の届出(法第70条の5の2第3項、5項)

- 認定の取消し(法第70条の5の2第7項、8項)

・総務大臣は以下のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。(法第70条の5の2第7項)

(1)認定を受けた規程が、認定要件(同条第2項)に適合しなくなったと認めるとき

(2)認定を受けた規程に従って点検その他の保守を行っていないと認めるとき

(3)不正な手段により認定又は変更認定を受けたとき

・総務大臣は上記(2)、(3)により認定を取消したとき、当該認定免許人であった者が受けている他の規程を取り消すことができる。(法第70条の5の2第8項)

・総務大臣は、一定の条件で免許、登録の取消しをしたときは、関連する規程の認定を取り消すことができる。(法第76条8項)

# 航空機局の検査について

- 免許を受けている無線局が免許の内容及び法令に定める事項に適合しているか否かを一定の時期ごとに確認するために実施。
- 無線設備、無線従事者の資格及び員数、備え付けなければならない書類及び時計について検査。

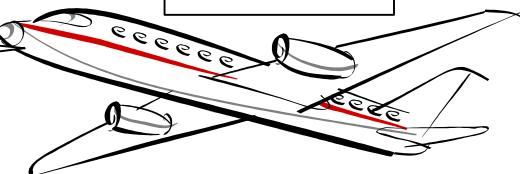
## 電波法の目的:

電波の公平且つ能率的な利用を確保することによって、公共の福祉を増進することを目的。

## 無線局



## 航空機



## 無線局免許(総務省)

発射する電波が他の無線局に対する混信を起こさないよう、無線局の電波の質や有効通達距離等について総務省が検査を行った上で無線局の免許を付与する。

## 無線局定期検査

航空機局は、電波法第73条に基づき、1年周期で定期検査をうけなければならない。

### 【参考】無線局検査の種別

検査の種別	検査の実施時期	検査の目的及び検査項目	根拠規定
新設検査	無線局の開設時	予備免許及び申請の内容どおり工事が落成したかどうか等 無線設備、無線従事者の資格及び員数、時計書類	法第10条第1項、第2項(書面検査) 法第12条(免許の付与)
定期検査	航空機局:1年毎 航空機地球局:2年毎 その他、概ね1~5年毎	免許を受けた際の条件が持続されているかどうか等	法第73条第1項 法第73条第3項(書面検査) 法第111条(罰則)
変更検査	無線設備の変更の工事の許可を受けたとき等	当該変更又は工事の結果が許可の内容に適合しているかの確認 無線設備等のうち必要な範囲	法第18条第1項、第2項(書面検査) 法第110条(罰則)
臨時検査	電波法の施行を確保するため特に必要があるとき等	法の施行を確保する為 無線設備等のうち必要な範囲	法第73条第4項、第5項 法第111条(罰則)

### 【航空機局】

航空機の無線局(人工衛星局の中継によってのみ無線通信を行うものを除く。)のうち、無線設備がレーダーのみのもの以外のもの

### 無線局定期検査の内容

#### 【総合試験(フライトチェック)】

- ・無線設備を航空機に搭載し、飛行状態で地上無線局との通信試験を実施
- ・無線局事項書及び工事設計書に記載された内容と実装との照合、無線従事者、時計及び備付書類の確認

#### 【電気的特性の点検(ベンチチェック)】

無線設備を航空機から取り外して点検